

# 令和6年度版

## ごみステーション管理の手引き



### 【注意!!】

ごみステーションを新設・変更・廃止する場合は

「事前相談」の上、  
「ごみステーション事前相談書」

の提出が必要です。

※詳細は本手引きの3ページ以降を御確認ください。

### 【不法投棄に関すること】

◆廃棄物対策課 TEL 252-7152

◆不法投棄ホットライン TEL 0120-538-710(24時間受付)



◆環境部クリーン推進課（旧市内）

TEL 251-1194 / FAX 252 - 1956

◆菊川総合支所市民生活課 環境衛生係（菊川地区）

TEL 287-4004 / FAX 287 - 4007

◆豊田総合支所市民生活課 環境衛生係（豊田地区）

TEL 766-2187 / FAX 766 - 0522

◆豊浦総合支所市民生活課 環境衛生係（豊浦地区）

TEL 772-4017 / FAX 772 - 0711

◆豊北総合支所市民生活課 環境衛生係（豊北地区）

TEL 782-1925 / FAX 782 - 1549

# 目次

1. はじめに ～基本的なルールと注意事項～ .....	2
2. ごみステーションを新設・変更・廃止する場合の手続きについて .....	3
(1) ごみステーションを新設・変更・廃止する場合の手続きの流れ	
(2) ごみステーションの新設	
(3) ごみステーションの移設	
(4) ごみステーションの増設	
(5) ごみステーションの形状変更	
(6) ごみステーションの廃止	
3. 違反ごみの処理について .....	10
(1) 違反ごみの処理の概要	
(2) ボランティア袋（無料）	
(3) 「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が必要なごみ	
(4) 違反ごみで困っているごみステーション管理者の方へ	
(5) 市では収集できないごみ	
4. その他.....	15
(1) 配布物品（無料）	
(2) ごみの持ち去り行為の禁止	

# 1. はじめに ～基本的なルールと注意事項～

ごみステーションを清潔に保つためには、ごみステーションを利用する住民一人ひとりが分別や排出日を守るとともに、ごみステーションの実情に応じたルールをごみステーション管理者（自治会等）が周知徹底することが重要です。

## ◆ごみの排出時間について

収集後に排出されたごみは再度収集を行うことはできません。以下の定められた排出時間を守っていただくよう、周知をお願いします。

[補足] 地域で定められた排出時間

- ・旧市内：当日の朝8時30分まで
- ・菊川地区：当日の朝8時30分まで
- ・豊田地区：当日の朝8時30分まで
- ・豊浦地区：当日の朝8時まで（7～9月は当日の朝7時まで）
- ・豊北地区：当日の朝6時まで

## ◆ごみの排出場所について

排出時のトラブルを少なくするため、ごみステーション管理者（自治会の班や組など）の中で排出するごみステーションの周知をお願いします。

複数のごみステーション管理者（自治会等）が共同でごみステーションを利用する場合は、ごみステーション管理者同士で管理方法について協議をしてください。

## ◆ごみステーションのネットについて

ごみステーションのネットはごみの飛散防止・鳥獣被害の対策のひとつです。ごみの飛散防止・鳥獣被害防止のため、可燃ごみの収集日だけでなく、プラスチック製容器包装・ペットボトルの収集日もネットを掛けるようにしてください。

※ごみステーションのネットに引っかかり、通行人がけがをした事例もありました。

ごみのない時はもちろんですが、ごみの排出時も通行人の支障とならないように御協力をお願いします。

## ◆違反ごみについて

違反ごみがあった場合は、収集員が違反シールを貼付し、収集は行わずにごみステーションに置いていきます。違反ごみは排出者が再分別することが原則ですが、排出者が再分別を行わない場合は、お手数をお掛けしますが、ごみステーション管理者で再分別をお願いします。

※処理手順については、「**3. 違反ごみの処理について**」を御確認ください。

## 2. ごみステーションを新設・変更・廃止する場合の手続きについて

ごみステーションを新設・変更（移設・増設・形状変更）・廃止する場合は、ステーション管理者（自治会等）が市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前相談の上、「ごみステーション事前相談書」の提出が必要です。

※添付書類は手続きの内容によって異なりますので、御確認ください。

### (1) ごみステーションを新設・変更・廃止する場合の手続きの流れ

#### ①ごみステーションの新設・変更・廃止の検討（ステーション管理者）

- ✓ごみステーションの新設は本手引きの4ページ、
  - 〃 移設は本手引きの5ページ、
  - 〃 増設は本手引きの6ページ、
  - 〃 形状変更、廃止は本手引きの7ページを御確認ください。
- ✓設置場所の選定、かご型のごみボックスの形状については、本手引きの8ページ「ごみステーション設置場所のポイント」、「ごみステーション形状(かご型)のポイント」に記載しておりますので、参考にしてください。



#### ②事前相談（ステーション管理者→クリーン推進課等）

- ✓「事前相談書」を受理後、クリーン推進課等が現地調査を行います。
- ✓必要に応じて、現地調査の立会いを依頼する場合があります。
- ✓現地調査の結果を基に、クリーン推進課等で協議を行います。



#### ③協議結果の連絡（クリーン推進課等→ステーション管理者）

- ✓相談内容に係る協議結果をステーション管理者（自治会等）に御連絡します。
- ✓ごみステーションを購入される場合や移設される場合は、必ず協議結果の連絡を受けた後に実施してください。



#### ④ごみステーションの新設・変更・廃止の実施（ステーション管理者）

- ✓協議結果の連絡を受けた後、ごみステーションを新設・変更・廃止を実施した場合は、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に御連絡ください。
- ✓新設したごみステーションのごみ収集を開始する場合は、収集ルート調整のため、協議結果の連絡を受けた後から収集開始予定日の1週間前までに御連絡ください。
- ✓地域のごみステーション利用者に周知をお願いします。

## (2) ごみステーションの新設

ごみステーションの新設とは、ごみステーション管理者（自治会等）が新たにごみステーションを設置することをいい、例えば、宅地開発による住宅の増加や集合住宅（マンション・アパート）の建設などが挙げられます。

新設する場合は、新たに設置するごみステーションの利用世帯数が旧市内は20世帯以上（各総合支所管内は各総合支所市民生活課にお問い合わせください）で、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前相談の上、「ごみステーション事前相談書」の提出が必要です。

なお、設置場所の選定、かご型の形状のごみボックスを新設する場合は、本手引きの8ページ「ごみステーション設置場所のポイント」、「ごみステーション形状(かご型)のポイント」を参考にしてください。

### 【提出が必要な書類】

#### ・ごみステーション事前相談書

(記入例)

ごみステーション **新設** 移設・増設・廃止・形状変更) 事前相談書

令和〇〇年 〇月 〇日

クリーン推進課 様

自治会等の名称 **〇〇自治会**  
住 所 **下関市〇〇町〇-〇**  
代 表 者 **下 関 太 郎**  
電 話 番 号 **〇〇〇-〇〇〇〇**

記

1. **新設** 移設・増設・廃止・形状変更 希望場所  
**下関市〇〇町〇丁目〇-〇**

2. ステーションの種類  
①可燃ごみ及び資源ごみ一週5回収集

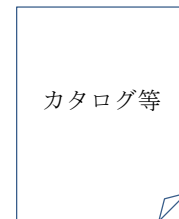
3. 利用世帯数  
**20世帯**

4. **新設** 移設・増設・廃止・形状変更 理由  
**宅地開発により新たに住宅が建設されるため など**

5. **新設** 移設・増設・廃止・形状変更 開始予定日  
**令和〇年〇月〇日**

6. 管理に関する連絡先  
**自治会長 下関太郎 〇〇〇-〇〇〇〇**

\*この他にステーションの位置図をこの相談書に添付して提出してください。  
なお、ステーションに構造物を設置される場合は、その平面図・立面図も併せて添付してください。



・ごみステーションの形状がわかるもの（カタログ等）



・ごみステーションの設置場所がわかるもの（地図等）

### 【注意点】

- ・収集作業上、危険な場所や収集に適さない場所では設置をお断りする場合がありますので、設置場所は複数案検討してください。
- ・事前に設置場所の管理者（道路・歩道上に設置する場合は道路管理者）、周辺住民の了解を得てください。

### (3) ごみステーションの移設

ごみステーションの移設とは、ごみステーション管理者（自治会等）が既存のごみステーションを別の場所に移動させることをいい、例えば、ごみステーション利用者が少ない場所から多い場所に移し、ごみステーション利用者の利便性の向上を図ることなどが挙げられます。

移設する場合は、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前相談の上、「ごみステーション事前相談書」の提出が必要

です。なお、設置場所の選定は、本手引きの8ページ「ごみステーション設置場所のポイント」を参考にしてください。

#### 【提出が必要な書類】

- ・ごみステーション事前相談書

**(記入例)**

ごみステーション（新設 **移設**・増設・廃止・形状変更）事前相談書

クリーン推進課 様 令和〇〇年 〇月 〇日

自治会等の名称 **〇〇自治会**  
住 所 **下関市〇〇町〇-〇**  
代 表 者 **下 関 太 郎**  
電 話 番 号 **〇〇〇-〇〇〇〇**

記

1. 新設 **移設**・増設・廃止・形状変更 希望場所  
**下関市〇〇町丁目〇-〇 → 下関市●●町●丁目●-●**
2. ステーションの種類  
①可燃ごみ及び資源ごみ-週5回収集
3. 利用世帯数  
**20世帯**
4. 新設 **移設**・増設・廃止・形状変更 理由  
**ごみステーションの位置を住宅地の近くに移設し、利用者の利便性を良くするため など**
5. 新設 **移設**・増設・廃止・形状変更 開始予定日  
**令和〇年〇月〇日**
6. 管理に関する連絡先  
**自治会長 下関太郎 〇〇〇-〇〇〇〇**

\*この他にステーションの位置図をこの相談書に添付して提出してください。  
なお、ステーションに構造物を設置される場合は、その平面図・立面図も併せて添付してください。



- ・ごみステーションの移設場所  
がわかるもの（地図等）

#### 【注意点】

- ・収集作業上、危険な場所や収集に適さない場所では設置をお断りする場合がありますので、移設場所は複数案検討してください。
- ・事前に設置場所の管理者（道路・歩道上に設置する場合は道路管理者）、周辺住民の了解を得てください。

#### (4) ごみステーションの増設

ごみステーションの増設とは、ごみステーション管理者（自治会等）が既存のごみステーションを移動させることなく、ごみボックス（ネット）の数を増やすことをいい、例えば、ごみステーション利用者の増加による容量の不足などが挙げられます。

増設する場合は、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前相談の上、「ごみステーション事前相談書」の提出が必要

です。なお、かご型の形状のごみボックスを増設する場合は、本手引きの8ページ「ごみステーション形状(かご型)のポイント」を参考にしてください。

#### 【提出が必要な書類】

- ・ごみステーション事前相談書

**(記入例)**

ごみステーション（新設・移設・**増設**・廃止・形状変更）事前相談書

令和〇〇年 〇月 〇日

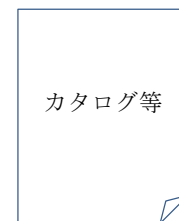
クリーン推進課 様

自治会等の名称 **〇〇自治会**  
住 所 **下関市〇〇町〇-〇**  
代 表 者 **下 関 太 郎**  
電 話 番 号 **〇〇〇-〇〇〇〇**

記

1. 新設・移設・**増設**・廃止・形状変更 希望場所  
**下関市〇〇町〇丁目〇-〇**
2. ステーションの種類  
①可燃ごみ及び資源ごみ一週5回収集
3. 利用世帯数  
**20世帯**
4. 新設・移設・**増設**・廃止・形状変更 理由  
**新たに住宅が建設されることにより、現状のごみステーションでは容量が不足するため など**
5. 新設・移設・**増設**・廃止・形状変更 開始予定日  
**令和〇年〇月〇日**
6. 管理に関する連絡先  
**自治会長 下関太郎 〇〇〇-〇〇〇〇**

**\*この他にステーションの位置図をこの相談書に添付して提出してください。なお、ステーションに構造物を設置される場合は、その平面図・立面図も併せて添付してください。**



- ・増設するごみステーションの形状がわかるもの（カタログ等）
- ※かご形のボックスを増設する場合

## (5) ごみステーションの形状変更

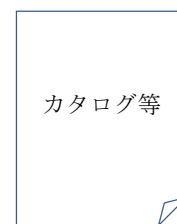
ごみステーションの形状変更とは、ごみステーション管理者（自治会等）が既存の設置されているごみステーションの形状を変更することをいい、例えば、鳥獣被害の防止、ごみステーションの老朽化、破損などが挙げられます。

形状変更する場合は、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前相談の上、「ごみステーション事前相談書」の提出が必要です。

なお、かご型の形状のごみボックスに形状変更する場合は、本手引きの8ページ「ごみステーション形状(かご型)のポイント」を参考にしてください。

### 【提出が必要な書類】

- ・ごみステーション事前相談書



- ・形状変更後のごみステーションの形状がわかるもの（カタログ等）
- ※かご形のボックスに形状変更する場合

## (6) ごみステーションの廃止

ごみステーションの廃止とは、ステーション管理者（自治会等）が現在設置しているごみステーションを廃止することをいい、例えば、ごみステーション利用者の減少などが挙げられます。廃止する場合は、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前相談の上、「ごみステーション事前相談書」の提出が必要です。

### 【提出が必要な書類】

- ・ごみステーション事前相談書



## <ごみステーション設置場所のポイント>

### <設置に適した場所>

- ・ 収集車が通り抜けることができ、見通しのよい場所
- ・ 幹線道路から外れた交通量が少ない場所
- ・ 収集車がごみステーションのすぐ側まで近付ける場所
- ・ 住宅に影響が少ない公園沿いなど
- ・ 私有地に入って収集しなければいけない場合、通り抜け又は私有地内で収集車の切り返しができるスペースがある場所

※収集時にふたが開いたまま収集できるよう、ごみステーションと壁との距離にも御配慮ください。

### <設置に適していない場所>

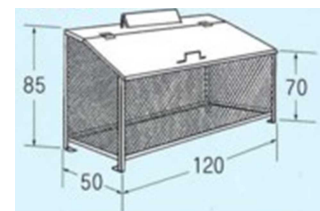
- ・ 信号機のある交差点や、幹線道路の交差点付近
- ・ 収集時に横断歩道の前後 5m 以内、踏切の前後 10m 以内に入る場所
- ・ 収集車が通り抜けることができず、切り返しができるスペースがない場所
- ・ 収集車の視認が難しい曲がり角やカーブ付近
- ・ ガードパイプなどで道路と歩道が分離され、収集員が近づけない場所
- ・ 駐車場の側で、排出時や収集時に駐車車両を傷つける可能性がある場所

## <ごみステーション形状(かご型)のポイント>

### <ごみステーションのかごに適した形状>

#### (上開きタイプのかご)

- ・ 前面の高さが 70 cm 以下、奥行きが 80 cm 以下  
※奥行きが 80 cm 超の場合は、前面の高さを低くするなどの調整が必要です。
- ・ ふたが大きく開き、ごみの出し入れに支障がない物
- ・ ふたにストッパー等が付いている物 (強風時にふたが勝手に閉まらない)



#### (倉庫型タイプのかご)

- ・ 開口の横幅が広い物
- ・ 高さが 180 cm 以上
- ・ 開口の空間内に柱などの障害物がない物



## ＜ごみステーションのかごに適さない形状＞

### （上開きタイプのかご）

- ・ 前面の高さが70cm超
- ・ 奥行きが80cm超
- ・ 上部の開口が小さい物
- ・ 開閉のふたが重たい物
- ・ 開閉のふたにストッパー等が付いていない物

※手で支えないとふたが落ちてくる物や強風時に勝手にふたが閉まる可能性がある物

### （倉庫型タイプのかご）

- ・ 開口の幅が狭い物
- ・ 高さが180cm未満
- ・ 開口の空間内に柱などの障害物がある物

### ※金属製のステーションの金網

ステンレスのエキスパンドメタルの金網は、指を入れると怪我をする可能性がありますので、おすすめできません。

エキスパンドメタル→



### 【お願い】

ごみステーションのかごやネットの破損はごみの散乱や通行人、ごみステーションを利用する住民の方がけがをする原因になりますので、地域内のごみステーションの定期的な状況確認をお願いします。その際に破損等が見つかった場合は、速やかに補修をお願いします。

また、ごみステーションの周辺に路上駐車がある場合は収集ができません。ごみステーションの周辺には路上駐車しないように周知をお願いします。

### 3. 違反ごみの処理について

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、クリーンアップ推進員制度を設けており、毎年各自治会長に推薦をお願いしています。ごみステーションの清潔保持のためにも是非御活用ください。

#### (1) 違反ごみの処理の概要

ごみステーションに違反ごみ(※収集員が違反シールを貼ります)が排出された場合は、市(クリーン推進課)が各自治会に配布している「ボランティア袋」(緑色)を御使用いただき、違反ごみを正しく再分別します。

ごみステーションに排出できるごみ(燃やせるごみ、びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装)は、指定の曜日にごみステーションに排出していただければ、指定の曜日に収集します。ただし、排出できるボランティア袋の数は、5袋以内です。

ごみステーションに排出できないごみ(燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ボランティア袋が6袋以上のごみ)が違反ごみとして排出された場合は、通常の収集車では回収できませんので、「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」を御提出(FAXで可)ください。

#### 〈違反シール〉

ルール違反です

※このごみは下記の違反がみられます。正しく分別された上で、次回の収集日にお出しください。回収いたします。ごみの分別にご協力をお願いいたします。

指定された袋でお出しください。

赤・青・黄・桃色・透明(45ℓ以下)

他の分別のごみが入っています。

燃やせるごみ	プラスチック製容器包装	びん・缶
ペットボトル	古紙類	燃やせないごみ
有害ごみ		

スプレー缶は有害ごみです。粗大ごみ等受付センター(TEL 254-5380)にお申し込みください。

ペットボトルのラベル・キャップは外してください。外したラベル・キャップは青色の袋に入れてください。

プラスチック製品、金属類は燃やせないごみです。粗大ごみ等受付センター(TEL 254-5380)にお申し込みください。

袋の重さは10kg程度までしてください。

汚れが取れないプラスチック製容器包装は、燃やせるごみ(赤い袋)です。

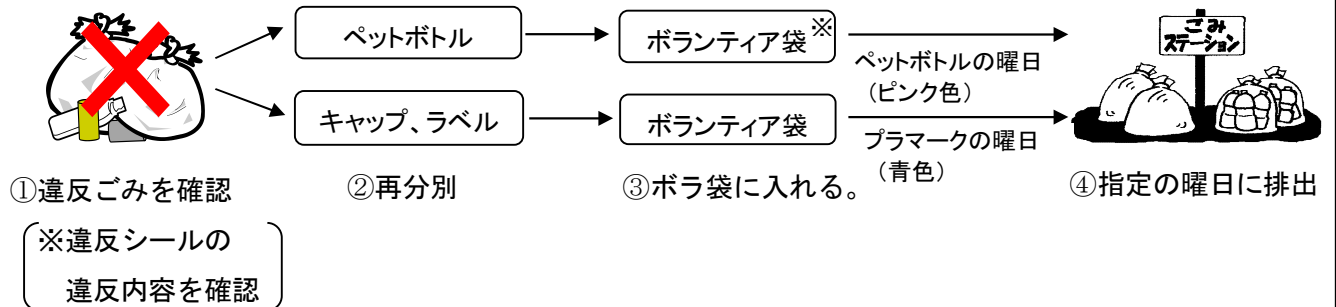
その他

---

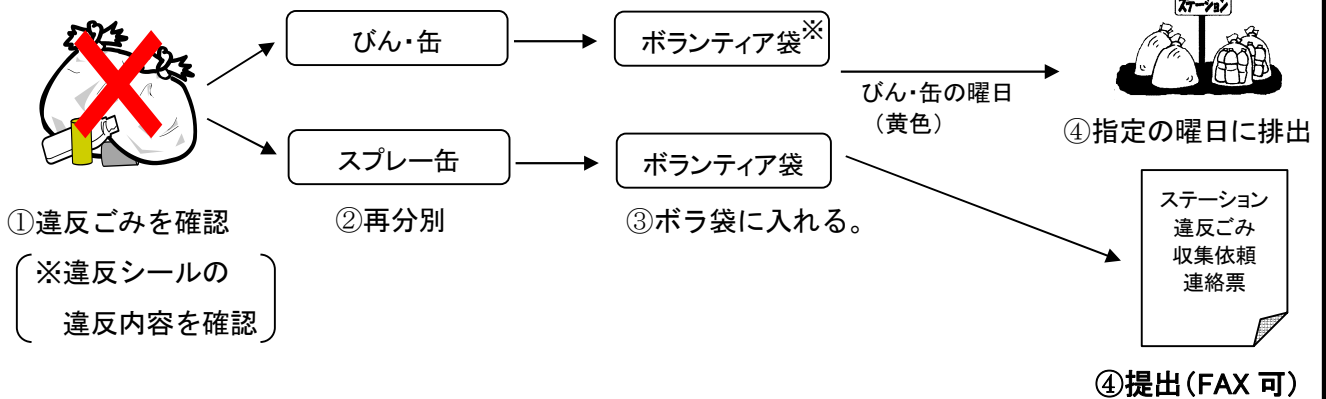
ク リ ー ン 推 進 課 TEL 251-1194

R3 下関市環境部      月      日

#### 【違反ごみの例1】～「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が不要なごみ～ ピンク色(ペットボトル用)の袋の中に、キャップとラベルを剝がしてないペットボトルが入っていた場合



#### 【違反ごみの例2】～「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が必要なごみ～ 黄色(びん・缶用)の袋の中に、空きびん・缶のほか、スプレー缶(有害ごみ)が入っていた場合



※違反シールが貼られた指定ごみ袋が利用可能な場合は、そのまま利用しても可です。

ただし、違反ごみに貼られていた違反シールは必ずはがした上で、指定の曜日に排出してください。

## (2) ボランティア袋（無料）

違反ごみの処理に使用するボランティア袋（緑色）には、2種類のサイズ（45L用及び18L用）がありますので、違反ごみの量に応じて使い分けてください。

また、ボランティア袋には、何のごみかを表示する欄がありますので、団体名をマジックで記入の上、ボランティア袋を利用してごみを排出する際は、「燃やせるごみ、びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、有害ごみ、燃やせないごみ」のうち、該当するごみを1つ選んで、○で囲んでください。

ボランティア袋の入手方法は、クリーンアップ推進員がクリーン推進課にお電話いただければ、必要枚数（各種1箱100枚入り）を御自宅に配送（3営業日程度）します。

### 70L用(草・枝木専用)

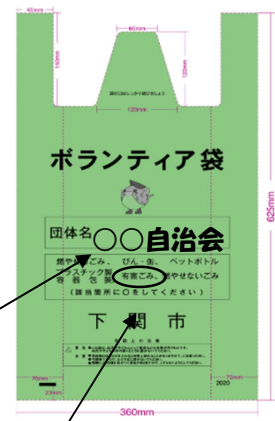


※違反ごみの処理には使用しません。  
(ボランティア清掃(自治会清掃等)  
でのみ使用)

### 45L用



### 18L用



団体名をマジックで記入 該当するごみを1つ○で囲む

クリーンアップ推進員が  
違反ごみの処理に使用する袋

### 【よくある問い合わせ】

問1：昔クリーンアップ推進員をしていてボランティア袋が余っている。

もったいないので、自宅のごみを入れて使っても良いか？

⇒ボランティア袋は違反ごみの再分別や公共用地のボランティア清掃にしか使用できません。家庭のごみを入れるなどの不正使用は絶対にやめてください。

なお、余ったボランティア袋がある場合は、後任のクリーンアップ推進員に引き継いでください。

問2：70Lのボランティア袋を違反ごみの再分別に使用しても良いか？

⇒ボランティア袋の70Lサイズは、草・枝木専用(ボランティア清掃用)です。違反ごみには使用できません。

### (3) 「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が必要なごみ

違反ごみのうち、ごみステーションに排出できないごみ（燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ボランティア袋が6袋以上のごみ）については、ごみステーションで通常の収集ができませんので、「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」を御提出(FAXで可)ください。

なお、収集に要する期間は、「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の内容を確認後、5営業日以内（祝日・年末年始を除く）に行います。

#### <記入例>

##### ステーション違反ごみ収集依頼連絡票

クリーン推進課長 殿 申込日 令和〇〇年 〇月 〇日

① 依頼団体 〇〇町〇丁目 自治会

② 担当者名 下関 太郎

③ 電話 251-0000 FAX 252-0000

④ ステーション住所 下関市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番地 〇〇 宅前

⑤ ごみの内容

燃やせないごみ	<b>1</b> 袋	有害ごみ	<b>1</b> 袋
粗大ごみ	<b>イス 1脚</b>		

※ごみステーションに出せるごみは、正しく分別して、適正な収集日に排出してください。

※汚れたペットボトル・プラスチック製容器包装用については燃やせるごみとして排出してください。

※粗大ごみについては、内容を記入してください。

地図 分かりやすい目標物を描いてください。  
作図が難しい場合には、別紙図面を提出ください。

**ごみステーション付近の地図があればここに貼ってください。  
※地図がない場合は、手書きでも可**

※ 収集につきましては、収集依頼連絡票確認後5営業日以内(祝日・年末年始を除く)に行います。

連絡先  
〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号  
下関市環境部クリーン推進課  
TEL 251-1194 FAX 252-1956  
eメールアドレス kkclean@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

受付		配布		入力	
月	日	月	日	月	日
/	/	/	/	/	/

用紙が足りない場合は、コピーしてお使いいただくか、クリーン推進課・各総合支所・各支所で差し上げます。市のホームページからのダウンロードもできます。

#### (4) 違反ごみで困っているごみステーション管理者の方へ

- ・ 違反ごみは排出者が再分別することが原則です。排出者に違反したことを認識していただくために、違反ごみはしばらくごみステーションの見やすい位置に置いたほうが良いでしょう。(※問1)
- ・ 排出者が違反ごみを分別せず、ごみステーションの清潔を保持できない場合はお手数ですが、クリーンアップ推進員にて再分別をお願いします。
- ・ 同じ排出者からの違反が続くなど、何度注意しても分別方法が守られないことがあるとお聞きしています。

そのような場合で、袋の外側から見て氏名と住所が記載されている物が袋に入っていることがわかるなど、違反ごみの排出者を特定できる場合で、違反者への指導を希望する場合は、職員が排出者を特定できる物を確認したのち、直接本人に指導いたします。

この場合、開封せずに必ずそのままの状態を保管し、旧市内はクリーン推進課（Tel：252-7165）、旧4町は各総合支所市民生活課（各連絡先は表紙に記載）に御相談ください。(※問2)

##### 問1:「しばらく」とはどれくらいの期間か？

⇒悪臭がする、多量の違反ごみのためにごみステーションにごみが入らなくなる、鳥獣被害によりごみが散乱するなど、ごみステーションの清潔を保持できなくなるまでの期間

※ごみステーションの形状等によって、清潔を保持できなくなるまでの期間は変わりますので、各ごみステーション管理者（自治会等）で判断の上、御対応をお願いします。

##### 問2:排出者を特定できる場合とは？

⇒・排出者の住所と氏名の両方が記載されている物（例：ダイレクトメールや請求書）が違反ごみに入っており、記載内容をきちんと判別できる場合

・排出者が事業者で、業者名が特定できる物が違反ごみに入っており、記載内容をきちんと判別できる場合

※氏名のみ記載されている物では調査ができませんので、通常通りの違反ごみの処理として対応してください。（例：領収書や菓の袋など）

##### 【外国人の方に向けたごみの出し方の周知方法】

外国語版ごみ出しガイド（中国語、韓国語、英語、ベトナム語）を作成しています。必要な場合は、クリーン推進課（Tel：252-7165）に御連絡ください。

なお、市公式ウェブサイトにも掲載しています。



## (5) 市では収集できないごみ

市では収集できないごみは下記のとおりです。

※R4.4から各種タイヤ（オートバイ・原動機付自転車・自動車・自転車・一輪車等）も市では収集できないごみとなりましたので、御注意ください。

## 市では収集できないごみ

- タイヤ ●フロンガス含有品(除湿器など) ●アスベスト含有物(建材など) ●グラスウール(断熱材など)
- 感染性廃棄物(注射器など) ●ボタン電池・コイン型電池(型式記号BR・CR以外) ●ピアノ(電子ピアノ含む)
- オルガン(電子オルガン含む) ●オートバイ・原動機付自転車・自動車・エアバッグ内蔵部品 ●電動ベッド
- パソコン ●PCB使用部品(照明器具の安定器など) ●コンプレッサー ●FRP船 ●温水器 ●消火器
- ガスボンベ類 ●シニアカー ●火薬類 ●石油類・液状の可燃性の油脂類 ●塗料(ラッカー・シンナーなど)
- 農機具類 ●劇薬・農薬 ●仏壇・神具類 ●トナーカートリッジ ●ソーラーパネル ●ポータブル電源 など

※不法投棄が疑われる場合は、動かさずにそのままにして、廃棄物対策課又は不法投棄ホットラインに御連絡ください。

不法投棄ごみを移動(清掃)すると、必要な対応ができなくなる場合がありますので御注意ください。

**【廃棄物対策課】TEL:083-252-7152**

**【不法投棄ホットライン】TEL:0120-538-710(24時間フリーダイヤル)**

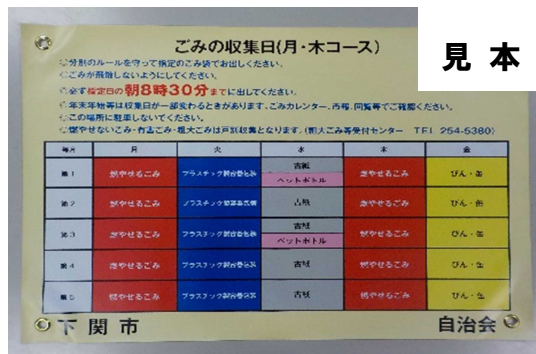


## 4. その他

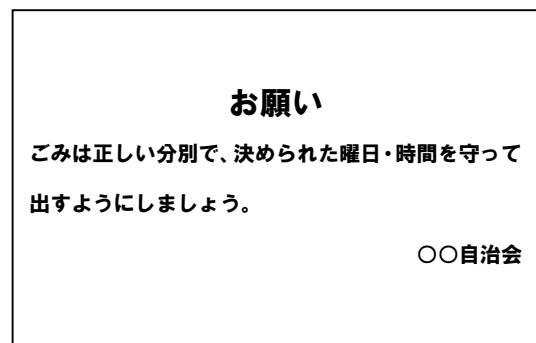
### (1) 配布物品 (無料)

下関市 (クリーン推進課) では「ごみステーション看板」などのごみステーションを管理するために必要な物品や正しい分別方法と啓発を行うための「ごみの分け方・出し方ガイド」を無料で配布しておりますので、必要に応じて御活用ください。

#### (ごみステーション看板)



#### (注意喚起の看板)※作成例



#### (ごみの分け方・出し方ガイド)



### (2) ごみの持ち去り行為の禁止

ごみステーションに適正に排出されたごみを持ち去る行為は、条例で禁止されています。持ち去り行為を発見した場合は、旧市内はクリーン推進課(電話 252-7165)、総合支所管内は各総合支所市民生活課に御連絡ください。

違反した場合は、禁止命令が出され、さらに違反した場合は、20万円以下の罰金が科せられることがあります。

なお、ごみステーションの清掃や違反ごみの整理を伴う作業は管理行為であり、禁止行為には当たりません。